経 済 産 業 省

２０２６０２２５貿局第２号
輸出注意事項２０２６第７号
輸入注意事項２０２６第３号
経済産業省貿易経済安全保障局

「ワシントン条約附属書Ⅰに掲げる鯨等の取扱いについて」（令和元年７月２６日付け輸出注意事項２０１９第３４号・輸入注意事項２０１９第７９号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和８年３月４日

経済産業省貿易経済安全保障局長　成田　達治

「ワシントン条約附属書Ⅰに掲げる鯨等の取扱いについて」の一部改正について

「ワシントン条約附属書Ⅰに掲げる鯨等の取扱いについて」（令和元年７月２６日付け輸出注意事項２０１９第３４号・輸入注意事項２０１９第７９号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附　則

この規程は、令和８年３月５日から施行する。

（別紙）

「ワシントン条約附属書Ⅰに掲げる鯨等の取扱いについて」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○ワシントン条約附属書Ⅰに掲げる鯨等の取扱いについて（令和元年７月２６日付け輸出注意事項２０１９第３４号・輸入注意事項２０１９第７９号）

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>現　　行</th></tr>
<tr><td>ワシントン条約（「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」をいう。）附属書Ⅰに掲げるみんく鯨、みなみみんく鯨（くろみんく鯨）、いわし鯨（北太平洋の個体群並びに東経０度から東経７０度まで及び赤道から南極大陸に囲まれる範囲の個体群を除く。）、にたり鯨、つのしま鯨、ながす鯨、カワゴンドウ、オーストラリアカワゴンドウ、まっこう鯨、つち鯨、ヨゴレ、イトマキエイ科全種及びジンベイザメは、附属書Ⅱに該当するものとして取り扱います。
当該種の輸入については、輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表（以下「輸入公表」という。）三の７又は三の８に規定する手続の対象となります。
また、輸入公表三の８に基づく通関時確認の対象となる「鯨及びその調製品」は、次の表に掲げるものとします。
<table><tr><th>貨物名</th><th>関税率表の番号等</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>
当該種の輸出については、附属書Ⅱ該当種として「絶滅のおそれのある野生動植物等の輸出承認について」（輸出注意事項２３第１１号（平成２３年９月１日））及び「絶滅のおそれのある野生動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について」（輸出注意事項５５第１７号（昭和５５年１１月１日））に規定する申請手続の対象となります。</td><td>ワシントン条約（「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」をいう。）附属書Ⅰに掲げるみんく鯨、みなみみんく鯨（くろみんく鯨）、いわし鯨（北太平洋の個体群並びに東経０度から東経７０度まで及び赤道から南極大陸に囲まれる範囲の個体群を除く。）、にたり鯨、つのしま鯨、ながす鯨、カワゴンドウ、オーストラリアカワゴンドウ、まっこう鯨及びつち鯨は、附属書Ⅱに該当するものとして取り扱いますので、当該種の輸入については、輸入公表三の７又は三の８に規定する手続の対象となります。
また、輸入公表三の８に基づく通関時確認の対象となる「鯨及びその調製品」は、次の表に掲げるものとします。
<table><tr><th>貨物名</th><th>関税率表の番号等</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>
(新設)</td></tr>
</table>